

# 三島市食育基本条例要綱案の概念図

## 条例の目的

- 基本理念、市の責務、市民・事業者の役割、施策の基本事項を定め、
- 食を楽しく学び、健全な心身と豊かな人間性を育むことができるよう、
- 食育を総合的、計画的に推進、

現在及び将来にわたる健康で文化的な生活の確保に寄与。

## 基本理念

- 市民の健康の増進と豊かな人間形成
- 自然の恩恵や食への感謝の念や理解の醸成
- 食品の安全性の確保などによる適切な食生活の実践
- 日本の食や食文化の継承、地産地消による産業の振興等
- 自然や環境を大切にする心、環境に配慮した食生活による地球環境の保全
- あらゆる機会や場所での食の体験活動と食育推進活動の実践

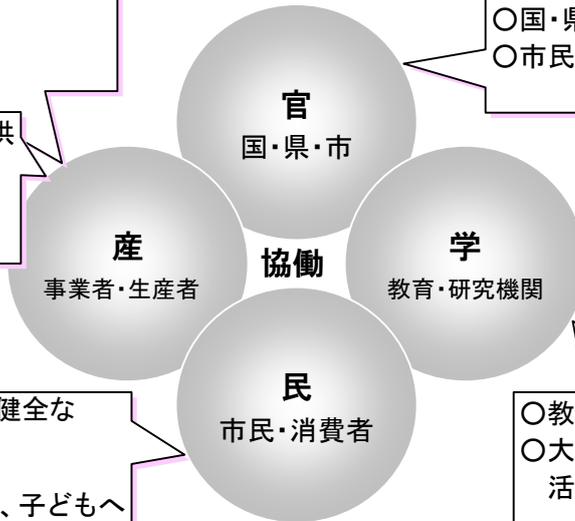
## 責務・役割

- 体験機会の提供、安全な食料の供給、農業への理解
- 教育関係者等との連携

- 安全、安心な食品の提供と情報提供
- 自主的、積極的な推進
- 市の施策への協力

- 知識、判断力の習得、健全な食生活の実現。
- 市の施策への協力。
- 家庭の重要性の認識、子どもへの指導

- 施策の総合的、計画的な推進
- 国・県と連携した広域的な推進
- 市民、事業者との協働による推進



- 教育等における積極的な推進
- 大学等における専門的知識の活用・実践

## 基本的施策

- 健康な体を保つための取組の推進
- 豊かな心を育むための取組の推進
- 食品の安全性等が確保されるための取組の推進
- 食文化を守り、育てるための取組の推進
- 環境を未来に引き継ぐための取組の推進
- 食育推進運動の推進

推進計画（三島市食育基本計画）

推進会議（三島市食育推進会議）